

## 優れた課外活動に係る学生の表彰に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府立医科大学医学部に在籍する学生のうち、他の範となる特に優れた課外活動を行った者又は団体を表彰することにより、学生の人間性を養う課外活動が積極的に行われることを奨励し、もって豊かな感性を持った医療人の育成に資することを目的とする。

2 学生に贈る賞の名称は、「橘賞」とする。

### (表彰)

第2条 表彰者には、本学の医学部教授会において学長から賞状を授与する。

### (被表彰候補者の選考)

第3条 被表彰候補者は、医学部教育委員会が、本学学生のうちから文化、スポーツあるいは社会貢献等において、特に優れた活躍あるいは社会的評価を得た者又は団体をその都度審査の上、表彰することが適当と思われる者又は団体を選考し、学長の議を経て定める。

### (医学部教授会の承認)

第4条 学長は、前条の規定により被表彰候補者を決定したときは医学部教授会の承認を求めるものとする。

### (表彰の基準)

第5条 次のいずれかに該当するものとする。

(1) 全国的規模の大会（西日本医科学生総合体育大会を含む）で優勝又はそれに準ずる活躍をした者又は団体

(2) 社会に貢献し、相当の社会的評価を得た者又は団体

(3) その他、前2号と同等と認められる者又は団体

2 次のいずれかに該当するものは、対象としない。

(1) 学則第42条に規定する懲戒等を受けたことがある者

(2) その他被表彰者として不相当と認められる行為のあった者又は団体

### (庶務)

第6条 この表彰に関する庶務は、教育支援課において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、橘賞に関し必要な事項は、医学部教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成10年12月16日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。